無免許の操縦者による水上オートバイ事故に関する情報提供について

運輸安全委員会が公表した船舶事故調査報告書に基づき、平成 23 年から 27 年までに発生した無免許の操縦者による水上オートバイ事故(以下「無免許操縦者事故」という。)の状況を分析したところ、以下のとおりであったので、国土交通省へ情報提供を行いました。

- (1) 無免許操縦者事故は、27 件 30 隻で発生していた。 内訳は、平成 23 年が 5 件、24 年が 8 件、25 年が 6 件、26 年が 5 件、27 年が 3 件であった。
- (2) 無免許操縦者事故は、船舶同士の衝突事故が12件、死傷等事故が7件、護岸等への衝突事故が5件、乗揚事故が3件となっていた。
- (3) 無免許操縦者事故 27 件により死傷者等 43 人 (死亡者 4 人、行方不明者 1 人、負傷者 38 人 うち重傷者 21 人) を生じた。また、死傷者等の内訳は、無免許の操縦者・同乗者が 32 人、そ の他 (遊泳者、ウェイクボーダー、被引浮体搭乗者) が 7 人、免許を有する衝突の相手船側の 操縦者・同乗者が 4 人であった。
- (4) 無免許操縦者事故 27 件の約 9 割は、7 月及び 8 月に発生し、このうちの約 8 割は、12 時台から 16 時台に発生した。
- (5) 無免許の操縦者30人の状況は、以下のとおりであった。
 - ① 16人は10歳代及び20歳代であった。
 - ② 6人は飲酒していた。
 - ③ 所有者等に無断で操縦した者が9人、所有者等が操縦を容認していた者が4人であった。
 - ④ 初めて操縦した者が6人、既に操縦経験があり、数年前から操縦をしていた者が12人であった。
- (6)無免許操縦者事故に至る状況において、水上オートバイの基本的な特性を理解していない と思われる操縦者の行動等は、以下のとおりであった。
 - ① 航走中の水上オートバイに衝突すると思った時、自転車やオートバイ等のブレーキレバーと勘違いし、スロットルレバーを引いた
 - ② 陸上のオートバイの操縦と同じだと思った
 - ③ 前方の障害物に気付いて、とっさにスロットルレバーを放したのちにハンドルを切った
 - ④ 離岸堤の間の水路を通過しようとしたが、曲がりきれず、離岸堤が目前に迫ったので、スロットルレバーから手を離した
 - ⑤ 停船させる方法が分からなかった
 - ⑥ 通常、立った姿勢で操縦するところ、両膝をついた姿勢だった
- (7) 無免許操縦者事故の調査報告書に記載された主な再発防止策は、以下のとおりであった。

- ① 所有者等は、無免許の者に操縦させないよう、水上オートバイから離れる場合は機関の始動キーを抜くなど、管理すること
- ② 所有者等は、水上オートバイの使用を求められた場合、免許の有無を確認すること